

公益社団法人熊本市シルバー人材センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人熊本市シルバー人材センター(以下「センター」という。)と称する。

(事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を熊本県熊本市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 センターは、社会参加の意欲のある健康な高齢者に対し、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための就業の機会確保及び提供
- (2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものに限る。)を希望する高齢者のために、職業紹介事業又は労働者派遣事業を行うこと。
なお、都道府県知事から業務拡大に係る業種及び職種等の指定を受けた場合は、同種の事業を週40時間までとすることができる。
- (3) 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施
- (4) 社会奉仕活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業。
- (5) 前条の目的を達成するための調査研究、相談及び事業の企

画運営

- (6) その他センターの目的を達成するために必要な事業
2 前項の事業は、熊本市及びその周辺において行うものとする。

第3章 会員

(センターの構成員)

第5条 センターは、このセンターの事業に賛同する個人であつて、次条の規定によりセンターの会員となつた者をもつて構成する。

2 センターの会員は、次の3種とし、正会員、特別会員及びゴールド会員をもつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 センターの目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者であつて、理事長の承認を得た者

ア 熊本市に居住する原則として60歳以上の者

イ 健康な者であつて、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによつて自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する者

(2) 特別会員 センターに功労があつた者又はセンターの事業運営に必要な学識経験を有する者で、理事長の承認を得た者

(3) ゴールド会員 正会員として3年以上在籍期間があり、今後就業は希望しないが、センターの目的に賛同し、その事業に協力する意思を有し、理事長の承認を得た者。

(会員の資格の取得)

第6条 センターの会員になろうとする者は、理事会の定めるところより理事長に申込みをし、理事長の承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の規定により入会を承認又は否認したときは、次の理事会においてこれを報告しなければならない。

(会費の負担)

第7条 定款第5条第2項に定める正会員及びゴールド会員は、センターの活動に必要な経費に充てるため、別に定める会費を支払わなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) センターの定款又はその他の規則に違反したとき。
- (2) センターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の決議を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

3 前項により、除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 熊本市に居住しなくなったとき及び退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (3) 1年間以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 全ての会員の同意があったとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、センターに対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 センターは、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、正会員、特別会員及びゴールド会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任又は解任
- (3) 役員報酬等の額及び役員報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (7) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(種別及び開催)

第14条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 前項の定時総会をもって、法人法上の定時社員総会とする。

4 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 議決権の5分の1以上を有する会員から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事長にあったとき。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長は、前条第4項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集する場合には、理事会は、次の事項を決議しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所

- (2) 総会の目的である事項（当該事項が役員等の選任、役員等の報酬等、事業の全部の譲渡、定款の変更、合併のいずれかであるときは、その議案の概要（確定していない場合はその旨）を含む。）
- (3) 総会に出席しない会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、その旨、法人法第41条に定める議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類（以下、「会員総会参考書類」という。）に記載すべき事項及び議決権行使の期限
- 4 理事長は、総会の日々の2週間前までに、会員に対して前項各号に掲げる事項を記載した書面により、その通知を発しなければならない。
- 5 総会に出席しない会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、前項の通知には、法人法第41条第1項に規定する次の書類を添付しなければならない。
- (1) 会員総会参考書類
 - (2) 議決権行使書

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(定足数)

第18条 総会は、会員の総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第19条 総会の決議は、会員の総数の過半数が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任

- (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第20条 総会に出席できない会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、その議決権を代理人に代理行使させることができる。この場合においては、その会員は総会に出席したものとみなし、当該議決権の数は第19条の議決権の数に算入する。

(書面による議決権行使)

第21条 総会に出席しない会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、総会に出席できない会員は、第15条第5項第2号に規定する議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その会員は総会に出席したものとみなし、当該議決権の数を第19条の議決権の数に算入する。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事長及び副理事長は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第23条 センターに次の役員を置く。

- (1) 理事 11名以上18名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を常務理事と

する。

- 3 前項の理事長及び副理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、センターの理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、センターの職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、センターを代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、センターの業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、センターの業務を分担執行する。
- 5 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- (3) 監事は、総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反す

る事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び理事会に報告すること。

- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (7) 理事がセンターの目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってセンターに著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 役員は、総会の決議によって、解任することができる。

(報酬等及び費用)

第29条 センターは、理事及び監事が職務を行ったときは、報酬等を支給することができる。

- 2 理事及び監事は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- 3 前2項に規定する報酬等の額並びにその支給方法は、役員等の報酬及び費用弁償に関する規定による。

(取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするセンターの事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするセンターとの取引
 - (3) センターがその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるセンターとその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(役員等の損害賠償責任の免除)

第31条 センターは、法人法第114条第1項の規定により、役員が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がない場合においては、役員が任務を怠ったことにより生じた損害賠償責任を同法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として、理事会の決議をもって免除することができる。

第6章 相談役

(相談役)

- 第32条 センターには、相談役を置くことができる。
- 2 相談役は、一般社団・財団法人法上の役員ではなくセンターに対して何らの権限を有しないが、理事長に対し参考意見を述べることができる。
 - 3 相談役は、理事会において任期を定めた上で選任する。
 - 4 相談役は、無報酬とする。
 - 5 前項各号に定めるものの他、詳細については相談役に関する規程による。

第7章 理事会

(構成)

第33条 センターに理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) センターの業務執行の決定
- (2) 理事長の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職
- (4) 重要な使用人の選任及び解任

(開催)

第35条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第26条第5号により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が召集したとき。

(招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第3号による場合は、理事が、前条第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第38条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長、副理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 資産及び会計

(資産の管理)

第42条 センターの資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議により定める。

(事業年度)

第43条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 センターの事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 役員の名簿
- (3) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の処分制限)

第46条 センターは、剰余金の分配を行うことができない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第47条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に、記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 センターは、総会の決議によって定款を変更することができる。

(解散)

第49条 センターは、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第50条 センターが公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第51条 センターが清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(設置)

第52条 センターは事務を処理するため、事務局を設置する。
2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 センターの公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 雑則

(委任)

第54条 この定款に定めるもののほか、センターの運営に必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

附 則

この定款の変更については、平成24年5月29日から施行する。

附 則

この定款の変更については、平成25年5月28日から施行する。

附 則

この定款の変更については、平成26年5月28日から施行する。

附 則

この定款の変更については、平成27年5月28日から施行する。

附 則

この定款の変更については、平成28年7月13日から施行する。

附 則

この定款の変更については、平成29年6月9日から施行する。

附 則

この定款の変更については、平成30年6月15日から施行する。

附 則

この定款の変更については、令和2年6月26日から施行する。